

議案第124号

## 静岡市体育館条例の一部改正について

静岡市体育館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年6月19日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

### 静岡市体育館条例の一部を改正する条例

静岡市体育館条例（平成15年静岡市条例第124号）の一部を次のように改正する。

別表第3の1静岡市中央体育館の利用料金の限度額（1）アリーナ等の利用料金の限度額の表備考13中「冷暖房設備を」を「アリーナの冷暖房設備を」に改める。

別表第5の1静岡市長田体育館の利用料金の限度額の表備考中14を15とし、13を14とし、12の次に次のように加える。

13 アリーナの冷暖房設備を利用する場合の利用料金の限度額は、冷暖房設備の利用の時間1時間につき1,590円をこの表による金額に加算した額とする。

別表第7の1静岡市北部体育館の利用料金の限度額の表備考14中「冷暖房設備を」を「アリーナの冷暖房設備を」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第5の改正規定は、平成30年10月1日から施行する。